

令和5年第2回九戸村議会定例会

令和5年7月3日（月）
午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

議員自己紹介

村長あいさつ並びに副村長ほか幹部職員の紹介

開会及び開議の宣告

臨時議長議事日程の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

◎議事日程（第2号）

議事日程の報告

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 会期の決定

日程第 7 常任委員の選任

各常任委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告

日程第 8 議会運営委員の選任

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告

日程第 9 二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第10 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

諸般の報告

行政報告

日程第11 議案第 1号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第12 議案第 2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第13 議案第 3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第14 議案第 4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第15 議案第 5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第16 議案第 6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第17 議案第 7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第18 議案第 8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 日程第 19 議案第 9 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
日程第 20 議案第 10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
日程第 21 議案第 11号 九戸村共同住宅条例
日程第 22 議案第 12号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 23 議案第 13号 九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
日程第 24 議案第 14号 令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 3 号)

◎出席議員（12人）

1番	大崎	優一	君	7番	櫻庭	豊太郎	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	11番	高崎	覺志	君
6番	坂本	豊彦	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君							
副	村	長	伊藤	仁君							
総	務	課	長	中奥	達也	君					
I J U	戦	略	室	柳	平	善行	君				
移	住	定	住	担	当	課	長				
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長					
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君		
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦	君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦	君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君			
地	域	整	備	課	主	幹					
兼	水	道	事	業	所	長	上	村	浩	之	君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保	勝彦
主			任	山本	猛輝

◎臨時議長の紹介

○事務局長（大久保勝彦君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の大久保でございます。

本定例会は、一般選挙後の初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で年長の議員は、古舘 巖議員でありますので、ご紹介申し上げます。どうぞ、議長席にお着き願います。

（古舘 巖議員が議長席に着く。）

○臨時議長（古舘 巖君） ただ今、紹介されました古舘 巖でございます。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、これより議員各位の自己紹介を行います。着席の順に、その場から自己紹介をお願いいたします。

最初に、私から申し上げます。先ほど紹介されました古舘 巖でございます。よろしく願いいたします。

それでは、大崎優一議員から順次、お願いいたします。

大崎優一でございます。どうかよろしく願いします。

久保えみ子です。どうぞよろしく願いいたします。

渡 保男です。どうぞよろしく願いします。

川戸茂男です。どうぞよろしく願い申し上げます。

このたび議員に復帰いたしました高崎覺志と申します。よろしく願いいたします。

坂本豊彦でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

桂川俊明です。よろしく願いいたします。

岩淵智幸でございます。よろしく願いいたします。

保大木信子です。どうぞよろしく願いいたします。

中村國夫です。どうぞよろしく願いいたします。

櫻庭豊太郎でございます。どうぞよろしく願いします。

○臨時議長（古舘 巖君） 以上で議員の自己紹介を終わります。

次に、村長のごあいさつ並びに副村長、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

最初に村長から登壇の上、ごあいさつをいただきます。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 皆さん、おはようございます。あらためまして、村長の晴

山裕康でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ここでごあいさつさせていただきます。

このたびの九戸村議会議員選挙におきまして、見事当選を果たされました現職及び元職の12名の議員の皆さま、誠におめでとうございます。ここに、村民を代表いたしまして、心からの祝意を表すものでございます。中でも、今回の選挙におきましては、15回目の当選という輝かしい金字塔を打ち立てられ、日本一の議員になった方もおられます。このことに関しましては、誠におめでたいことであると存じ上げますとともに、重ねてお祝ひを申し上げる次第でございます。

さて、私は村長就任以来、山積していた課題を何とかしなければならぬという強い思いを持って村政に当たってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックによる行動制限や、とうてい21世紀の出来事とは思えないロシアによるウクライナへの軍事侵攻、さらには円安、急激な物価高等、数々の非常事態に見舞われ、なかなか経験できないような困難なかじ取りを強いられてまいった3年余りでございました。

そうした中、新型コロナに関しては、収束の方向に向かいつつあることなどから今後におきましては、今回当選された議員の皆さまのお力をいただきながら、村民第一の村政を一步でも前へ進めるために、全力を挙げて職務に精励してまいりたいと気を引き締めているところでございますので、ご指導ご鞭撻賜りますよう伏してお頼み申し上げますとともに、議員諸兄諸氏の今後ますますのご健勝ご多幸をご祈念申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。

以後、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○臨時議長(古舘 巖君) ありがとうございます。

次に副村長、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。副村長から順次、それぞれの自席からお願いいたします。

○副村長(伊藤 仁君) 副村長の伊藤 仁でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長(中奥達也君) 総務課長の中奥達也です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会計管理者兼税務住民課長(野辺地利之君) 税務住民課長の野辺地利之です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業振興課長(川原憲彦君) 産業振興課長の川原憲彦です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○I J U戦略室移住定住担当課長(柳平善行君) I J U戦略室移住定住担当課長の柳平善行と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育次長(松浦拓志君) 教育委員会事務局教育次長の松浦拓志と申します。ど

うぞよろしくお願いいたします。

- 地域整備課長（関口猛彦君） 地域整備課長の関口猛彦と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
 - 保健福祉課長（浅水 渉君） 保健福祉課長の浅水 渉です。よろしくお願ひします。
 - 地域整備課主幹兼水道事業所長（上村浩之君） 地域整備課主幹兼水道事業所長の上村浩之と申します。よろしくお願ひいたします。
 - 臨時議長（古舘 巖君） ありがとうございます。以上で村長、副村長並びに幹部職員の自己紹介を終わります。
-

◎開会の宣告（午前 10 時 11 分）

- 臨時議長（古舘 巖君） ただ今から、令和 5 年第 2 回九戸村議会定例会を開会いたします。
-

◎開議の宣告（午前 10 時 12 分）

- 臨時議長（古舘 巖君） ただ今の出席議員は、12 人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 臨時議長（古舘 巖君） 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
なお、議長選挙後の議事日程については、新議長から配布されることになっておりますので、念のため申し上げます。
-

◎仮議席の指定

- 議長（古舘 巖君） これより議事日程に入ります。
日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、仮議席指定調書のとおりといたします。
-

◎議長の選挙

- 議長（古舘 巖君） 日程第 2、議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めさせます。
(議場の出入り口を閉鎖する。)
- 臨時議長（古舘 巖君） ただ今の出席議員は、12 人であります。
次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番、大崎優一議員。 2 番、久保えみ子議員。 3 番、渡 保男議員の 3 人を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効となります。

(投票用紙を配布する。)

○臨時議長(古舘 巖君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○臨時議長(古舘 巖君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検する。)

○臨時議長(古舘 巖君) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

○事務局長(大久保勝彦君) それでは、点呼いたします。

1 番、大崎優一議員。 2 番、久保えみ子議員。 3 番、渡 保男議員。 4 番、川戸茂男議員。 5 番、高崎覺志議員。 6 番、坂本豊彦議員。 7 番、桂川俊明議員。 8 番、岩渕智幸議員。 9 番、保大木信子議員。 11 番、中村國夫議員。 12 番、櫻庭豊太郎議員。最後に、古舘 巖臨時議長。

(議会事務局長の点呼に従い投票を行う。)

○臨時議長(古舘 巖君) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○臨時議長(古舘 巖君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1 番、大崎優一議員。 2 番、久保えみ子議員。 3 番、渡 保男議員。開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票を行う。)

○臨時議長(古舘 巖君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、

桂川俊明議員 7 票

川戸茂男議員 4 票

久保えみ子議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票であります。従って、桂川俊明議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入り口を開く。)

○臨時議長（古舘 巖君） ただ今議長に当選されました桂川俊明議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました桂川俊明議員には登壇の上、当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

(議長 桂川俊明君登壇)

○議長（桂川俊明君） ただ今、議長に当選いたしました桂川俊明でございます。

皆さま方のご協力をいただきながら議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(議長 桂川俊明君降壇)

○臨時議長（古舘 巖君） 桂川俊明議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は、全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長が議長席に着くまで、暫時、休憩いたします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時40分）

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

本日のこれからの議事日程は、議事日程第2号として、お手元に配布のとおりであります。

◎副議長の選挙

○議長（桂川俊明君） これより議事日程に入ります。

日程第3、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入り口を閉鎖する。)

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、12人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、川戸茂男議員。5番、高崎覺志議員。6番、坂本豊彦議員の3人を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は

無効となります。

(投票用紙を配布する。)

○議長(桂川俊明君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱を点検する。)

○議長(桂川俊明君) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

○事務局長(大久保勝彦君) それでは、点呼いたします。

1番、大崎優一議員。2番、久保えみ子議員。3番、渡 保男議員。4番、川戸茂男議員。5番、高崎覺志議員。6番、坂本豊彦議員。8番、岩淵智幸議員。9番、保大木信子議員。10番、古館 巖議員。11番、中村國夫議員。12番、櫻庭豊太郎議員。最後に桂川俊明議長。

(議会事務局長の点呼に従い投票を行う。)

○議長(桂川俊明君) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。4番、川戸茂男議員。5番、高崎覺志議員。6番、坂本豊彦議員。開票の立会いをお願いいたします。

(開票を行う。)

○議長(桂川俊明君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票であります。

有効投票のうち

高崎覺志議員 7 票

坂本豊彦議員 4 票

久保えみ子議員 1 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。従って、高崎覺志議員が九戸村議会副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入り口を開く。)

○議長(桂川俊明君) ただ今、副議長に当選されました高崎覺志議員が議場にお

られますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました高崎覺志議員には登壇の上、当選のごあいさつをお願いいたします。

(副議長 高崎覺志君登壇)

○副議長 (高崎覺志君) ただ今、副議長に当選いたしました高崎覺志でございます。

私は、議員当選以来、「すべては村民のために」という、このキャップレーズの下に議会活動に取り組んでまいりました。これからもそれは、変わらないと思っております。どうぞ皆さま、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。終わります。

(副議長 高崎覺志君降壇)

○議長 (桂川俊明君) ただ今のあいさつをもって、当選承諾のあいさつと認めます。

ここで、暫時休憩します。

休憩 (午前 10 時 56 分)

再開 (午前 11 時 46 分)

◎議席の指定

○議長 (桂川俊明君) 会議を再開いたします。

日程第 4、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、お手元にお配りしました議席指定表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長 (桂川俊明君) 日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番、大崎優一議員、2 番、久保えみ子議員、3 番、渡 保男議員の 3 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 (桂川俊明君) 日程第 6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 7 月 14 日までの 12 日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 (桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って会期は、本日から 7 月 14 日までの 12 日間と決定いたしました。

お諮りいたします。

7月4日から7月12日まで9日間は、議案調査及び休日のため、休会にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、7月4日から7月12日までの9日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎常任委員の選任

○議長(桂川俊明君) 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、常任委員は、お手元にお配りいたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

これより委員会条例第8条第1項の規定によって、正・副委員長互選のため、各常任委員会を招集いたします。

直ちに、委員会を開き、正・副委員長を互選の上、ご報告願います。

それでは、各常任委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

休憩(午前11時50分)

再開(午後1時22分)

◎各常任委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

日程に入る前に報告いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務教育常任委員会の委員長に中村國夫議員、副委員長に岩淵智幸議員。産業民生常任委員会の委員長に川戸茂男議員、副委員長に坂本豊彦議員。議会広報常任委員会の委員長に坂本豊彦議員、副委員長に保大木信子議員。以上のとおり、それぞれ互選されました。

これで、報告を終わります。

◎議会運営委員の選任

○議長（桂川俊明君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより委員会条例第8条第1項の規定によって、正・副委員長互選のため議会運営委員会を招集いたします。

ただちに、委員会を開き、正・副委員長を互選の上、ご報告願います。

それでは、議会運営委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

休憩（午後1時23分）

再開（午後1時48分）

◎議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

日程に入る前に報告いたします。

議会運営委員会の正・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に坂本豊彦議員、副委員長に岩渕智幸議員が互選されました。

これで、報告を終わります。

◎二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（桂川俊明君） 日程第9、「二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、二戸地区広域行政事務組合同規約第5条の規定によって行うものであり、本議会において議員のうちから選挙により選任すべき数は、2人であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

二戸地区広域行政事務組合議会の議員に私、桂川俊明、櫻庭豊太郎議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました私、桂川俊明、櫻庭豊太郎議員の2名を二戸地区広域行政事務組合議会議員の議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、ただ今、指名いたしました私桂川俊明、櫻庭豊太郎議員の2人が二戸地区広域行政事務組合議会の議員に当選されました。

ただ今、二戸地区広域行政事務組合議会の議員に当選されました私桂川俊明、櫻庭豊太郎議員が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、暫時、休憩をいたします。

休憩(午後1時52分)

再開(午前1時54分)

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

日程第10、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定によって行うものであり、選挙すべき数は1人です。村長又は、議会議員のうちから選挙することになっております。

選挙の方法については、岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項において、地方自治法第118条の例によることとされております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦

にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、久保えみ子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました久保えみ子議員を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、ただ今、指名いたしました久保えみ子議員が岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました久保えみ子議員が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、議会運営委員会の開催のため、暫時休憩といたします。

休憩(午後1時56分)

再開(午後3時10分)

◎諸般の報告

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

日程に入る前に報告いたします。

7月3日付けで村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり14件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において本日まで受受理いたしました請願等は、お手元に配布のとおり、陳情1件、要望1件であります。なお、陳情、要望については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和5年2月分から5月分に係る現金出納検査結果及び令和4年度定期監査結果、令和4年度財政援助団体等監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から令和4年度九戸村一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から令和4年度九戸村水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告書が提出されております。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告書が提出されております。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してまいりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に村長から行政報告の申し出がありました。

ただ今から村長の行政報告を行います。村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和5年第2回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第1回定例会以降の村政執行の経過につきまして、ご報告させていただきます。

一つ目に、新型コロナウイルス対策についてでございます。

令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されて以来、3年以上にわたり、新型コロナの感染とその対策に翻弄されてまいりました。

九戸村におきましても、村内の感染者が増える中で、新型コロナウイルス感染防止対策を緊急かつ重要な課題ととらえ、各種対策に取り組んでまいりました。

そうした中、連休明けとなる本年5月8日からは、感染症法上の位置付けが2類相当から通常のインフルエンザ並みの5類へ変更されましたので、その対応も大きく変更され、人の流れもかつての状態に戻りつつあります。しかしながら、なお、感染者は依然として発生しておりますことから、気を緩めることなく、しっかりとした感染防止対策を講じてまいりたいと考えております。そのような基本方針を踏まえまして、現在は、6回目となるオミクロン株ワクチン春夏接種を進めております。具体的には、5月29日から県立二戸病院と九戸地域診療センターの協力の下、医師と看護師を派遣していただき集団接種を実施し、対象者の63%が接種を完了しております。

今後におきましては、接種予約の動向を見ながら二戸医師会等と協議を進め、個別接種に切り替えていく考えでございます。また、9月以降の秋冬接種については、国県等からの情報を獲得しながら、県立二戸病院と九戸地域診療センター

並びに二戸医師会と協議をしながら、接種方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

二つ目に、物価高騰下における村民の生活支援についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、村民の生活に大きな影響を及ぼしましたが、さらに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、世界経済が大きく混乱し、光熱費の相次ぐ値上げや諸物価の高騰など、そのしわ寄せは、村民の暮らしに大きな影響を及ぼしております。このため、国の財源を活用し、物価高騰に直面し、特に影響を受ける住民税非課税世帯等の負担軽減対策として、住民税非課税世帯に対し、世帯当たり3万円を給付する「住民税非課税世帯臨時特別給付金」の給付を5月26日から開始し、6月28日現在で721世帯、2,163万円を給付いたしました。中でも、申請困難な方についても随時見守り訪問と併せ、申請を受け付けて必要な世帯すべてに早期に給付が進むよう努めているところでございます。さらに、低所得の子育て世帯に子ども一人当たりに対し、5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金」として、積極支給対象者に対する給付を5月26日に完了し、その後の申請と合わせ22世帯43名分、215万円が給付済みとなっております。また、令和5年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯に対しても申請を受け付けて、随時給付を行っているところであります。

このほか、全村民を対象に、その生活支援といたしまして、九戸村商工会と連携しながら、1人5,000円の「物価高騰対策クーポン券発行事業」に係る予算を今議会に提案させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、令和4年発生 of 豪雨災害に係る復旧工事についてでございます。

昨年8月3日の豪雨による被害箇所のうち、国の補助対象となる災害箇所の工事の進捗状況について報告させていただきます。

まず、村道と準用河川、普通河川の公共土木施設災害でございます。村内の災害工事箇所59カ所のうち、令和4年度事業として49カ所、令和5年度事業として10カ所の復旧を目指しておりますが、令和4年度分49カ所につきましては、6月末時点において全て発注を終えてございますので、残りの補助災害10カ所、単独災害につきましても順次復旧してまいる予定であります。

次に、農地、農業用施設につきましては、国庫補助対象となる災害工事箇所12カ所のうち、令和4年度事業として11カ所、令和5年度事業として1カ所を復旧いたします。令和4年度分11カ所につきましては、6月末時点において工事完了いたしました。残りの補助災害1カ所につきましては、令和5年度内に復旧してまいる予定であります。

最後に、林道につきましては、国庫補助対象となる災害工事箇所4カ所全てにおいて令和4年度事業として発注しており、6月末時点で3カ所が工事を完了し

ております。残り1カ所につきましても順次復旧に努めながら、災害の完全復旧に取り組んでいるところでございます。

四つ目に、伊保内高校の魅力化についてでございます。

少子化により県内の児童・生徒数が減少する傾向にある中で、県内各地の高校存続は、本村だけでなく、小規模自治体にとって、決して楽観できる状況にはございません。

令和3年度の入学者数が15人とどまった伊保内高校ですが、その後、制服購入費及び通学費の全額補助、伊保内高校限定の奨学金制度、高校の魅力化に向けた「伊高むらおこし会社」をはじめとするさまざまな活動に対する支援、県外入学者の受入れ募集などを実施してまいったところでしたが、令和4年度は26人、そして、本年4月には23人と、2年連続で定員の半数を超える入学者を迎えることができしております。さらに、県外からの入学者も、現在、3名となっていることをご報告申し上げます。

本年度は、「伊高むらおこし会社」などに活用できる「総合的探究の時間」が週1時間から2時間に増え、新商品開発やゲーム制作に加え、ドローン操縦士検定3級取得に向けた実習やイベントの企画運営など活動分野を拡充しております。

また、県外入学者の受入れ体制強化の一環として、現在建設しております高校生を含む単身者向け共同住宅につきましては、8月からの供用開始に向け工事等を進めております。今議会には、その設置や家賃等に関する条例を提案させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

五つ目に、地域おこし協力隊等の定住支援についてでございます。

村内の担い手確保や移住者の拡充に向け、令和3年度から受入れを開始した地域おこし協力隊は、本年度において、これまでに3名の地域おこし協力隊を新たに迎え、現在14名の協力隊が自伐型林業、農業、養蜂、伝統工芸、村の情報発信や交流促進に取り組んでおります。このうち、来年3月をもって3年間の任期を満了する協力隊員が半数となることから、その方々の定住に向けた支援策を検討してまいります。また、地域おこし協力隊の活動支援体制を強化するため、本年4月から移住定住コーディネーター2名を採用いたしました。このコーディネーターには、協力隊の活動支援や定住支援だけでなく、新規の協力隊募集や空き家バンクの再調査、婚活促進事業の企画、県外から伊保内高校に入学した生徒へのサポートなど、幅広く活動していただいております。今後とも地域おこし協力隊にとどまらず、移住定住支援強化に取り組んでまいります。

六つ目に、農畜産業の振興についてでございます。

本村の基幹産業である農畜産業については、新型コロナで外食産業が困窮し、生産物の販売価格も低迷いたしました。その後、ウクライナ侵攻による輸入飼料や肥料、農業資材の高騰に直面するなど、厳しい状況が続いております。

こうした状況を受け、国や県は相次いでさまざまな対策を打ち出しておりますが、本村としても昨年度、燃料高騰対策などの支援を実施してまいりました。そして何よりも、担い手の高齢化により、後継者不足にあえぐ本村の農業を活性化させるためには、若手農業生産者の育成が欠かせないと考え、県北広域振興局との職員人事交流により、本年4月から農業指導経験豊富な農業改良普及員資格のある県職員を派遣していただき、若手農業生産者等に寄り添った指導をお願いしているところでございます。

私も、6月には「九戸村ニューファーマー激励巡回」ということで、7名の若手生産者の方々を訪問して歩き、現在の経営状況や村への要望等を直接伺う機会を持ったところでございます。それぞれ、肥料の価格高騰など困難な状況でもさまざま工夫しながら、また、こだわりを持って真摯に取り組んでおられる姿にじかに触れることができましたので、村の農畜産業の未来に期待する思いを強くしたところであります。その際、要望のありました事項につきましては、担当課に検討させておりますが、村内の農畜産業をさらに元気にしていく施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

七つ目に、村営戸田牧野の管理についてでございます。

村営戸田牧野につきましては、本年4月27日から放牧を行っているところで、9戸の農家からホルスタイン種67頭、黒毛和種等5頭が入牧しております。昨年度と比較いたしますと、農家数は同じとなっておりますが、頭数においては、2頭の減となっているところでございます。

また、牧野の牛舎施設では、放牧とは別に5月末現在で60頭ほどを育成している状況でございます。毎月の衛生管理を行いながら、10月31日の閉牧まで今後預託牛に事故の無いよう注意しながら、適切な育成管理に努めてまいります。

八つ目に、木の駅開設に伴う林業の活性化についてでございます。

村内の森林保全を進め、これまで出荷販売できなかった間伐材等の有効利用を図るため、5月27日に「九戸村木の駅」を開所したところでございます。

開所式には、村議会議長をはじめ、県や林業関係者など約50人の出席をいただき開催することができました。この「木の駅」に出荷する会員数は、6月末現在で16名となっておりますが、今後も同事業の周知を行いながら、会員数の増加に努め、村内の森林資源の保全と有効活用とともに、林業の所得向上に努めてまいります。

九つ目に、道の駅おりつめ産直オドデ館の売上状況と周辺整備についてでございます。

道の駅おりつめ産直施設「オドデ館」は、昨年10月にリニューアルオープンいたしました。おかげさまで、リニューアル後の商品増と集客増により、開設以来、初めて年間の売り上げが2億円を突破し、2億2,000万円余を記録いたしま

した。

本年度に入ってから、売上の好調さは続いており、5月のゴールデンウィークは、1日の売り上げが200万円を超える日もあったほか、5月の売上合計が前年度と比べ3倍以上となるなど、リニューアルの効果が大いに発揮されているものと捉えております。これにより、隣接するレストランやテナント店舗の売り上げも好調に推移しており、何よりも産直に出荷している村内の生産者や事業者の所得増に貢献していることが喜ばしい限りでございます。

村といたしましては、利用客のさらなる利便性向上に向け、7月末を目途に南側駐車場等の整備を進め、さらなる集客拡大に取り組んでまいります。

以上、第1回定例会以降の村政執行状況について、報告させていただきました。

今議会には、議案14件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎議案第1号から議案第14号までの一括上程・説明

○議長（桂川俊明君） これから本日の議事日程に入ります。

日程第11、議案第1号「農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」から日程第24、議案第25号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第3号)」までの14件を一括して議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。順次、説明願います。

議案第1号から10号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第1号から議案第10号までの「農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」をご説明いたします。

お手元の議案書の1枚目に資料として、農業委員会の委員に任命しようとする者の一覧を載せておりますが、まず、次のページで議案第1号のご説明をいたします。

議案第1号「農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」

次の者を九戸村農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、九戸村大字戸田第16地割119番地3。氏名、関口富貴子さん。昭和29年12月12日生まれ。

令和5年7月3日提出。九戸村長晴山裕康

提案理由でございますが、現委員が、令和5年7月19日をもって任期満了となるため、任命しようとするものでございます。

次の議案第2号から第10号までは、第1号と同じく農業委員会委員の任命に関する議案となっておりますので、ページを戻っていただき、資料の一覧でご説明いたします。

議案第2号で提案しようとする方は、住所、九戸村大字江刺家第11地割1番地。氏名、南 信男さん。昭和37年6月5日生まれ。

議案第3号では、住所、九戸村大字戸田第4地割25番地。氏名、桂川美智雄さん。昭和32年6月3日生まれ。

議案第4号では、住所、九戸村大字山根第7地割43番地。氏名、田澤太朋さん。平成7年2月9日生まれ。

議案第5号では、住所、九戸村大字長興寺第9地割83番地1。氏名、千葉一孝さん。昭和28年4月30日生まれ。

議案第6号では、住所、九戸村大字荒谷第2地割42番地。氏名、向井春夫さん。昭和34年4月10日生まれ。

議案第7号では、住所、九戸村大字戸田第13地割69番地1第2戸田団地4号。氏名、向平敏光さん。昭和29年2月20日生まれ。

議案第8号では、住所、九戸村大字伊保内第15地割21番地1。氏名、城戸あき子さん。昭和35年11月18日生まれ。

議案第9号では、住所、九戸村大字江刺家第6地割101番地2。氏名、上柿克行さん。昭和33年1月7日生まれ。

議案第10号では、住所、九戸村大字山屋第5地割134番地。氏名、七戸はるみさん。昭和42年11月12日生まれ。

以上、議案第1号から議案第10号まで、10人の方々を現農業委員会委員の任期満了に伴い任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第11号、I J U戦略室移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） 議案第11号「九戸村共同住宅条例」について、ご説明いたします。

設置。第1条、九戸村に居住し、又は居住しようとする単身者で住宅に困窮している者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、九戸村共同住宅を設置する。

名称及び位置。第2条、名称及び位置は、別表第1のとおりとする。別表第1をご覧くださいと思います。名称ですが、九戸村共同住宅。位置、九戸村大字伊保内第23地割15番地2。構造等、鉄筋造2階建。備考といたしまして、戸数7、共用部1としております。

本文に戻っていただきまして、家賃。第3条、共同住宅の毎月の家賃は、別表第2のとおりとし、村長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、村長が必要と認めるときは、家賃を減免することができる。別表第2をご覧ください

だきたいと思います。区分、単身者世帯。家賃ですが月額3万円とさせていただいております。

本文に戻っていただきまして、補則。第4条、この条例に定めるもののほか、九戸村共同住宅の管理その他必要な事項は別に規則で定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和5年7月3日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、九戸村共同住宅の設置に関し必要な事項を制定しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第12号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第12号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

附則中、第4項の前の見出し及び同項から第6項までを削る、とするものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。現行では、附則の第4項から第6項まで、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例を定めておりましたが、国の改正に準じて、その特例を廃止するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

令和5年7月3日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、国の例に準じて、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の支給を改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第13号、税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） それでは、議案第13号「九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例」について、説明申し上げます。

今回の条例改正では、第10条第3項中「15歳」を「18歳」に改めるものでございます。これにより、これまで償還払いとしていた高校生年代の医療費給付に関し、現物給付できるとするものでございます。

次に附則でございます。第1項、この条例は、令和5年8月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

令和5年7月3日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、医療費給付事業において、令和5年8月1日から現物給付の対象を高校生年代まで拡大することに伴い、所要の整備をしようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第14号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第14号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第3号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億307万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,288万8,000円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

令和5年7月3日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。3ページから4ページの歳出につきましても、それぞれ増額になっております。

5ページをお願いします。「第2表 地方債補正」となります。地方債補正の追加としまして、集会施設整備事業債として、1,370万円を追加しております。地方債の変更は、消防施設整備事業債を40万円増額し、限度額を610万円に変更しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、主な項目について、ご説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。15款2項6目1節に「公共牧場機能強化等体制整備事業補助金」として、新たに63万2,000円を計上しております。放牧場管理費の草地更新に係る経費に、充当されるものになります。

4ページに移りまして、16款3項4目2節に「地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金」として、新たに147万円を計上しております。こちらは、保健体育費の「部活動の地域移行」に係る地域人材への謝金等に充当されるものです。

16款4項1目2節の「地方創生臨時交付金」3,565万8,000円は、コロナ禍での原油価格及び物価高騰対応分として交付されるもので、児童福祉費の物価高騰

支援子育て世帯応援給付金と、商工費の九戸村商工会運営補助金、物価高騰支援プレミアム商品券販売事業補助金及び物価高騰支援クーポン発行事業補助金に充当されます。20 款の繰越金には、今回 4,872 万 6,000 円を計上しております。

5 ページをお開きください。22 款 1 項 3 目 6 節に、「集会施設整備事業債」として、新たに 1,370 万円を計上しております。

次に、6 ページからの歳出につきましても、主な項目を説明させていただきます。

6 ページです。2 款 1 項 4 目財産管理費の 10 節に、役場駐車場舗装修繕面積の増加や、庁舎管理する上で必要となった修繕料として、合計 83 万 2,000 円を増額しております。

7 ページに移りまして、3 款 1 項 5 目介護保険事業費の 17 節、備品購入費 93 万 9,000 円は、地域包括支援センター支援システムのバージョンアップに伴い、パソコン端末の更新が必要となったための増額補正となります。

次に、3 款 2 項 2 目児童措置費の 19 節 900 万円は、子育て世帯への物価高騰対策支援として、高校生までの子ども 1 人当たり 1 万 5,000 円を給付する物価高騰支援子育て世帯応援給付金の新規補正となります。

4 款 1 項 3 目環境衛生費の 10 節 374 万円は、九戸村斎場の主燃炉の修繕が必要となったため、修繕料を増額補正したものとなります。

8 ページに移りまして、6 款 1 項 5 目施設運営管理費の 12 節委託料に、863 万円を計上しております。こちらは、川向地区集落センター整備に係る測量調査費及び建屋の設計業務委託料を計上したものでございます。16 節には、集落センター用地購入費として 509 万 2,000 円を計上しております。

次の 6 目畜産業費は、18 節に九戸村畜産まつり実施に係る負担金 177 万 8,000 円を計上しております。その下の 7 目放牧場管理費の 10 節需用費でございますが、126 万 4,000 円。こちらは、五枚橋採草地の草地更新に係る、種子代及び肥料代でございます。その下の 8 目土地改良総合整備事業費の 18 節、農業生産基盤整備事業補助金 390 万 1,000 円は、新規 3 団体の申請があったための増額となります。

9 ページをお開きいただきまして、7 款 1 項 1 目商工業振興費の 12 節、委託料 231 万 6,000 円は、まさぎね館のレジをインボイス対応するため、更新費用を措置するものでございます。その下の 18 節には、九戸村商工会運営補助金に 120 万円、コロナ交付金を活用した物価高騰支援プレミアム商品券販売事業補助金として 100 万円、同じくコロナ交付金を活用し、村民一人に 5,000 円相当のクーポン券を配布する物価高騰支援クーポン発行事業補助金 2,782 万円を計上しております。同じく商工費 3 目の 10 節、需用費には、ふるさとの館及び湯っこの施設の老朽化に伴う修繕料として 339 万 2,000 円。また、14 節工事請負費では、ふるさとの湯っこのシャワー及び単水栓交換工事としまして、565 万 8,000 円を計上しております。

す。

10 ページに移りまして、8 款 4 項 1 目住宅管理費の 10 節需用費は、老朽化による村営住宅の電気温水器や施設の修繕料として 174 万円、及び共同住宅の食堂分に係る光熱水費 18 万 3,000 円と賄材料費 60 万 2,000 円を計上しております。

次に、9 款 1 項 2 目非常備消防費の 10 節 19 万 7,000 円は、非常用として備蓄する飲用水の購入費でございます。

11 ページに移りまして、10 款 2 項 1 目学校管理費の 14 節工事請負費でございますが、伊保内小学校地下タンク修繕工事、伊保内小学校非常用階段修繕工事、江刺家小学校低圧ケーブル更新工事及び山根小学校玄関等タイル張替工事が必要となりまして、合計 981 万 5,000 円を計上したものでございます。

10 款 6 項 1 目の 7 節報償費でございますが、地域スポーツ活動体制整備事業として国の実証事業の採択を受けまして、「部活動の地域移行」に係る休日の技術指導、大会や練習試合の統導など、地域人材にお願いする謝礼や研修会講師謝金として 179 万 2,000 円を計上したものです。次に 3 目学校給食施設費の 12 節委託料 280 万 3,000 円は、3 月末をもって退職した職員 1 名に対して退職手当の支給が生じたことから、同額を教育施設運営会に対する委託料として増額するものでございます。

以上、令和 5 年度一般会計補正予算第 3 号について、主な内容を説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 以上で、日程第 11、議案第 1 号から日程第 24、議案第 14 号までの提案理由の説明が終わりました。

なお、ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、7 月 14 日の会議において行うことにいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は 7 月 13 日午前 10 時から一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

散会（午後 3 時 59 分）